



2022年 5 月18日

各 位

会社名	フィード・ワン株式会社	
代表者名	代表取締役社長	山内 孝史
	(証券コード 2060	東証プライム市場)
問合せ先	管理本部総務部長	大友 世美成
	TEL 045 (311) 2300	

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について決議致しました。なお、本件は2022年6月24日に開催予定の第8期定時株主総会に付議する予定です。

記

1. 定款変更の理由

(1) 場所の定めのない株主総会について

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)(以下、「改正産競法」という。)が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会)の開催が可能となりました。このような法改正を受け、当社といたしましては、感染症拡大や自然災害を含む大規模災害、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、株主総会開催方式の選択肢を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、現行定款第13条の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更の効力発生は、改正産競法の定めにより本株主総会の決議に加え、株主の利益に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件といたします。

(2) 電子提供制度について

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することが出来る旨を設けるものであります。

また、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

(1) 場所の定めのない株主総会について

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(招集) 第13条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要のある場合にそのつど招集する。株主総会の日時、場所及び会議の目的たる事項は、取締役会の決議によりこれを定める。 (新設) (新設)</p>	<p>(招集) 第13条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要のある場合にそのつど招集する。株主総会の日時、場所及び会議の目的たる事項は、取締役会の決議によりこれを定める。 <u>当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u> (附則) <u>(場所の定めのない株主総会に関する経過措置)</u> 第13条の変更は、<u>産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第70号)の定めにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として効力を生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生をもってこれを削除する。</u></p>

(2) 電子提供制度について

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新設) (新設)</p>	<p>(削除) (電子提供措置等) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u> (附則) <u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u> 1. 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以上